年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会 令和3年5月25日答申分

○答申の概要

 (1)年金記録の訂正の必要があるとするもの
 2件

 国民年金関係
 0件

 厚生年金保険関係
 2件

 (2)年金記録の訂正を不要としたもの
 1件

 国民年金関係
 0件

1件

厚生年金保険関係

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 2000422 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第 2100012 号

第1 結論

請求者のA社における平成27年4月1日から同年9月29日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成27年4月から同年8月までの標準報酬月額については、11万円から30万円とする。

平成27年4月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 27 年 4 月から同年 8 月までの訂正後の標準報酬 月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を 除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和63年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請求期間: 平成27年4月1日から同年9月29日まで 請求期間について、A社における厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬 月額と異なり、低い額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は 11 万円と記録されているところ、請求者から提出された給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票並びに金融機関から提出された取引明細表(以下、併せて「給料支払明細書等」という。)により、厚生年金保険被保険者の資格取得時の報酬月額に基づく標準報酬月額(30 万円)及び事業主が源泉控除していた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額(30 万円)は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが確認できる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、上述の給料支払明細書等から確認できる厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが必要である。 なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か については、事業主からは、平成27年4月1日から同年9月29日までの期間に 係る請求者の届出や保険料納付に関する回答が得られないが、年金事務所が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届に記載された報酬月額が、オンライン記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額をオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う額として当該届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 2000313 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第 2100014 号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B社)における平成14年9月1日から平成19年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成14年9月から同年11月までは30万円から34万円、平成14年12月から平成18年8月までは30万円から38万円、平成18年9月から平成19年6月までは30万円から36万円とする。

平成14年9月から平成19年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成14年9月から平成19年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和36年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成11年10月1日から平成19年7月1日まで

A事業所において勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていたため、同事業所の事業主から訂正届を提出してもらった。

しかし、当該訂正届の標準報酬月額は、年金額に反映されない記録(厚生年金保険法第75条本文該当記録)となっているので、年金額の給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は 30 万円と 記録されていたところ、B社の事業主により請求期間に係る保険料を徴収する権 利が時効により消滅した後の令和2年11月4日及び令和3年3月29日に年金事 務所に提出された請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届(訂正届)及び厚生年金保険被保険者報酬月額変更届(以下、併せて「訂正届等」という。)に基づき当該期間に係る標準報酬月額は、平成11年10月から平成13年9月までは32万円、平成13年10月から平成14年11月までは34万円、平成14年12月から平成19年6月までは38万円に訂正されているものの、厚生年金保険法第75条本文の規定により、訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)は、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録されている。

請求期間のうち、平成14年9月1日から平成19年7月1日までの期間について、B社から提出された給料支払明細書(控)、賃金台帳、源泉徴収簿、源泉徴収票及び所得税青色申告決算書(以下、併せて「給料支払明細書等」という。)により、当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額(平成14年9月から同年11月までは34万円、平成14年12月から平成19年6月までは38万円)及び事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額(平成14年9月から平成15年3月までは38万円、平成15年4月から平成16年9月までは50万円、平成16年10月から平成17年3月までは47万円、平成17年4月から平成18年8月までは38万円、平成18年9月から平成19年6月までは36万円)は、いずれも当初のオンライン記録の標準報酬月額(30万円)を超えていることが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 14 年 9 月から同年 11 月までの標準報酬月額は 34 万円、平成 14 年 12 月から平成 18 年 8 月までの標準報酬月額は 38 万円、平成 18 年 9 月から平成 19 年 6 月までの標準報酬月額は 36 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 14 年 9 月から平成 19 年 6 月までの期間について、保険料を納付する権利が時効により消滅した後の令和 2 年 11 月 4 日及び令和 3 年 3 月 29 日に訂正届等を年金事務所に対して提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の平成 14 年 9 月 1 日から平成 19 年 7 月 1 日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成 11 年 10 月 1 日から平成 14 年 9 月 1 日までの期間について、B社から提出された給料支払明細書等により、当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額(平成 11 年 10 月から平成 13 年 9 月までは 32 万円、平成 13 年 10 月から平成 14 年

8月までは34万円)は、当初のオンライン記録の標準報酬月額(30万円)を超えることが確認できるものの、事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が当初のオンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 2000419 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第 2100013 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年 月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和58年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社を昭和58年3月31日に退職したので、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和58年4月1日になる。しかし、退職日が資格喪失日になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の退職時の辞令及び同社の関連会社であるB社の人事担当者の陳述より、請求者のA社における退職日は、昭和58年3月31日であると認められる。

しかしながら、雇用保険の記録によると、請求者のA社における離職日は、昭和 58 年 3 月 30 日であることが確認でき、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の資格喪失年月日と符合していることが確認できる。

また、月末退職者の厚生年金保険の取扱いについて、事業主は、退職日の翌日である翌月1日を資格喪失日として届け出るべきところを、B社から提出された「就業規則の改正について」の決裁書によると、平成*年*月*日に就業規則が改正されるまでは、「1.退職日の当日は除籍とする。2.退職日当日は賃金を支給しない。」と規定されていることが確認できるところ、同社は、A社の就業規則は、B社の就業規則に準じたもので、請求者の退職日と厚生年金保険の資格喪失日が同日であることについて、「退職の日は事業所に在籍しない日」と定められていためと思われる旨回答している。

さらに、B社の人事担当者は、当時、A社の給与計算はB社で行っており、給与の支払方法は、毎月15日締切り、当月25日支払、保険料は翌月控除であったこと及び当時の就業規則から判断して、請求者の退職日当日の給与は支払ってお

らず、退職月である昭和 58 年3月分の厚生年金保険料は控除していないと思われる旨陳述しているところ、請求者から提出された昭和 58 年4月の給料明細票によると、請求期間に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

加えて、B社は、A社に係る賃金台帳等の資料を保管していないことから、請求者の退職日に係る給与の支払及び請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。